

## 基本施策8 消防・救急体制の充実

## (1) 消防力の充実・強化

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	H30以前～ R8以降	879,391	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防資機材の購入を行うために負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。具体的には、消防用ホース、防火衣、空気ボンベ等の更新を行う。	H30以前～ R8以降	2,863	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			消防組合庁舎を維持・管理する事業である。老朽化等で不具合のある庁舎を改善し、防災拠点を整備する。令和3年度より消防局及び宇部中央消防署庁舎改修工事を行っている。	H30以前～ R8以降	3,320	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			公債費の元利償還金を支払う事業である。返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	H30以前～ R8以降	35,274	消防課
消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業			消防組合が運営・管理する「消防指令センター」の機能停止への対策は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。その対策として、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、市民の安心・安全を確保するとともに、通信指令業務の充実強化を図る。	R1～ R6	4,358	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			消防組合のネットワークは、平成24年4月の消防広域化後、消防組合を構成する山陽小野田市・宇部市の各イントラ網の一部を借用し構築しており、その内容は、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されている他、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラである。この度、令和3年度内に宇部市のイントラ網が全更新されることになり、消防組合単独のネットワークを構築する必要が生じたため、これを機にBCP対策を主とした災害に強い消防ネットワークを構築するもの。	R3～ R7	4,241	消防課
消防水利施設設置事業(消火栓)			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。消火栓の措置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足地区等、水利不便地域が多く火災時の消火活動に支障を来している。よって、消火栓を有効かつ計画的に設置していく。	H30以前～ R8以降	1,558	消防課
消防水利施設整備事業(水道管路更新に係る消火栓改良)			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。また、水道局の管路更新に伴い、消火栓の改良が必須である。水道管路の更新に併せて消火栓の改良工事も行っていく。令和3年度は18基の消火栓改良工事を予定している。	H30以前～ R8以降	16,282	消防課
埴生出張所整備事業			現埴生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いている。よって、新たに埴生出張所を建設するものである。令和3年度より基本設計、造成設計を行い、令和4年度に実施設計、造成工事、家屋調査(事前)、地質調査を行う。建設は令和5・6年度の2か年で行い、令和7年度に既存の庁舎の解体工事、家屋調査(事後)を行う。	R3～ R8以降	17,077	消防課
埴生出張所建設基金積立事業			埴生出張所の建替えに伴う建設財源の確保を目的として基金を設置する事業である。令和5、6年度に新庁舎を建設するため、令和3、4年度の2か年で基金の積み立てを行う。なお、基金は石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部または一部を石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第10条第3項に規定する施設整備基金として積み立てるもの。	R3～ R4	74,155	消防課

## (2) 消防団活動の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
-----	------	-------------------	------	------	-------------------------	-----

消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、出動手当等を支給し、デジタル無線保守を行い、防火衣等の更新を行っていく。	H30以前～ R8以降	63,664	消防課
埴生分団庫整備事業			埴生分団庫は老朽化により、新たに埴生分団庫を建設するものである。現在の埴生分団庫は埴生支所に併設されており、令和2年度に解体されるため、現在の場所に新分団庫を建設するものである。令和3年度に建設工事を行い、令和4年度に擁壁工事を行う。(擁壁工事については教育委員会で行う。)	R2～ R4	32,106	消防課
消防団装備改善事業			平成25年度に消防団員服制基準が改正された。これに伴い現在使用している消防団の活動服の生産が中止となることから、活動服を新基準のものに更新していく。現在の活動服は平成17年に作成しており14年が経過している。本市以外の県内の市はほとんど新基準の活動服を使用しており、5年計画で新基準のものに更新していく。令和3年度はコミュニティ助成金を利用し、消防団員のアポロキャップも整備する。	R2～ R8以降	1,708	消防課

## 基本施策9 防災体制の充実

## (1) 防災対策等の充実

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合的防災体制整備事業			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	H30以前～ R8以降	5,641	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	H30以前～ R8以降	40	総務課
総合防災訓練事業			災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。	H30以前～ R8以降	274	総務課
防災情報システム整備事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要な不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。	H30以前～ R8以降	5,441	総務課
防災メール配信事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	H30以前～ R8以降	1,080	総務課
防災ラジオ助成事業			FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを災害時要援護者施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。	H30以前～ R8以降	1,804	総務課

FM波によるJ-ALERT(全国瞬時警報システム)情報伝達事業			防災ラジオは、避難情報等の発令をした場合に、必要に応じ、ラジオを自動で立ち上げ緊急放送を行っているが、J-ALERT(全国瞬時警報システム:緊急地震速報、弾道ミサイル情報など)とは連動していない。特に緊急地震速報を放送すべきとの意見が多いため、J-ALERTと連動させるとともに、無線LANによる多重化を進め、緊急時には本庁舎からも緊急放送を行うことのできるシステムを構築する。更に、既存の小・中学校等の放送設備とも連動させ、緊急放送を一秒でも早く、児童、生徒、防災ラジオ購入者に伝える。	R1～ R8以降	210	総務課
災害対策専門職員育成事業			昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人ずつ受講させることにより、市役所全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中核を担う危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うにあたり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる。	H30以前～ R8以降	299	総務課
J-ALERT(全国瞬時警報システム)受信機等更新事業			J-ALERTは、緊急地震速報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない情報を国から送信し、J-ALERT受信機で受信し、自治体の防災行政無線機を自動起動し、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。現在設置のJ-ALERT受信機は、平成30年度に起動時間短縮などのメリットもあるため、新型受信機に更新したが、周辺機器等も経年劣化により交換等の整備が必要となる。	H30以前～ R8以降	990	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業			近年の大雨による災害は大規模・激甚化しており多数の尊い命が失われている。大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川もその危険を持っている。本市における過去の災害を見ても、大雨により河川が氾濫し甚大な被害もたらしていることから、気象状況を把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要な情報となる。このようなことから新たな防災気象情報システムを導入することにより、より正確で速い情報を市民へ伝達することが可能となり事前避難の行動に繋がることと、市ホームページで河川の状況を確認することで、視覚的に危険を察知でき、自助・共助の避難行動にも繋がる。また、気象状況の確認のため危険を冒して職員を派遣する必要がなくなるとともに、気象状況の詳細情報をPC上で収集できることから危険を冒すことなく災害対策本部内での情報共有ができ、災害対策を行う上で大変重要な情報が収集可能となる。	R3～ R5	24,694	総務課
通信回線移設事業			R3年度に情報システム室構築後、イントラネット光ケーブルなどの移設を行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼働しながら本事業を行う。	R1～ R3	8,347	情報管理課
別館新築に伴うネットワーク整備事業			現サーバ室から敷設している庁舎内LAN配線を新たに整備する情報システム室から敷設替えを行う。併せてR3年度に新築される別館内のLAN敷設を行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼働しながら本事業を行う。	R3～ R3	5,828	情報管理課
情報システム等移設事業			R3年度に情報システム室構築後、情報システム等の移設を行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼働しながら本事業を行う。	R3～ R3	8,780	情報管理課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならぬ者を一時的に収容し、保護する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	社会福祉課
避難所備蓄品整備事業			災害発生時に避難所を開設し運営するにあたり、必要な備蓄品について、これまでも食料や生活必需品を中心に日本赤十字社山陽小野田市地区による備蓄が行われているが、市としても自助・共助を基本とし、コロナウイルスに代表される感染症対策も踏まえ、発災直後に必要となる避難所運営に必要な資器材を備蓄する。	H30以前～ R8以降	528	社会福祉課

植生小・中学校整備事業	2-(3)		植生小学校の校舎の耐震化と小・中学生の社会性の育成を図るため、植生中学校の敷地を広げ、植生小学校の校舎を建設し、併せて植生中学校の校舎を改修する。令和3年度は、使用廃止する植生小学校校舎の解体工事を行う。	H30以前～R4	86,426	教育総務課
植生小学校グラウンド法面整備事業			植生小学校グラウンドの南側法面は市有地で、高さ約7～8m、斜面勾配30+α度の斜面が100m以上連続しており、平成29年5月にその一部が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定された。豪雨等により斜面が崩れると、法尻人家に危害を及ぼす恐れがあり、地元住民からも対策の強い要望がなされているため、令和2～3年度の2年間で法面保護工事を行い、暮らしの安全を確保する。	R1～R3	56,011	教育総務課
高泊小学校入口擁壁補修事業			高泊小学校進入口の擁壁は、平成12年頃設置され数年後にグラウンド側からの土圧や水圧により傾きが見られたためアンカーを擁壁に設置し、安全対策を行っている。この度学校による点検で擁壁上部のコンクリートが多数ひび割れや破損が見つかったためこれ以上雨水が入らないような対策を行う。	R3～R3	550	教育総務課

## (2)地域防災力の向上

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つ必要がある。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業			自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	H30以前～R8以降	1,140	総務課
地域防災訓練事業			市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	H30以前～R8以降	1,100	総務課
ハザードマップ普及事業			災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、その地域がどのような災害のおそれがあるかを事前に熟知し、それに対する対策を講じておく必要があるため、ハザードマップの市民への周知が必要である。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	総務課
防災土育成事業			自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災土育成を支援する。	H30以前～R8以降	130	総務課
ハザードマップ整備事業			平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要になった。このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市は、この結果を踏まえて、被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、洪水(有帆川、厚狭川)・高潮ハザードマップの全面更新を行う。	R2～R4	8,000	土木課

## (3)市域保全の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R1～R8以降	2,500	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業			刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され梅雨前線豪雨、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため平成29年度に策定した老朽化対策計画に基づき施設の整備更新を行うものである。	R2～R8以降	50,000	農林水産課

雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	H30以前～R8以降	5,271	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(松屋埴生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～令和7年度に事業計画変更)整備延長は2,503m	H30以前～R7	7,500	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～令和6年度に事業計画変更)整備延長2,350m	H30以前～R6	7,500	農林水産課
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。本港地区、大浜地区	H30以前～R8以降	41,400	土木課
自然災害防止事業負担金(海岸)			国交省河川局所管海岸のうちH11年にGCZ事業で整備した焼野海岸は今後も利用者が安全・快適に利用できるようヘドロ除去や施設更新を行う必要がある。また郡・津布田海岸は度重なる波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため流下断面を確保する対策が必要である。	H30以前～R8以降	3,900	土木課
土砂災害危険箇所整備事業(維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、災害を防止する。	H30以前～R8以降	300	土木課
急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業(県事業)			国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の10%を負担金として支出する。	H30以前～R5	10,500	土木課
急傾斜地崩壊対策事業(県事業)			危険な急傾斜地において急傾斜地崩壊危険区域を定めて崩壊等に対する対策工事を行う。山口県が国庫補助金で事業実施する。	H30以前～R5	4,000	土木課
雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地が多く過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	H30以前～R8以降	23,038	土木課
六の割ポンプ場発電機更新事業			六の割ポンプ場は、市道小野田六ノ割線アンダーパス部(JR小野田線との鉄道立体交差を下方にくぐり抜ける車道)に溜まった水をポンプで自動的に汲み上げて強制排出し、道路冠水および通行車両水没を防止するための雨水排水施設である。このうち、停電時にポンプを稼働させるための非常用発電機が機能不良となったため、更新を必要とする。	R3～R3	12,262	土木課
河川事務事業			市が管理する準用河川を適正に維持管理するため、構造物の維持修繕をはじめ、河川パトロールや河川占用事務を行う。	H30以前～R8以降	500	土木課
河川寄州除去事業			準用、普通河川の河積を阻害する土砂を撤去することにより、河道を健全に保ち防災に努める。	H30以前～R8以降	641	土木課
河川浚渫事業			市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積した箇所があり河積阻害率(河道障害)が高まっている。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、堆積土を計画的に浚渫する。	H30以前～R6	16,000	土木課

北竜王遊水地環境整備事業			北竜王遊水地は、排水機場の調整池であるが、長年の流入土砂の堆積により調整池としての能力を低下させるとともに、ガマなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈を実施する。 なお、将来的には、遊水池の浚渫を行い調整池の能力を確保する必要がある。	H30以前～ R8以降	1,800	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するため、スクリーンの清掃及び維持管理を行う。 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理を、古開作水利組合に委託して行う。 ・若沖雨水ポンプ場の機能を保全するため、若沖遊水地の維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	1,222	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若沖雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	3,554	下水道課
耐水化計画策定事業			近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生していることから、国より下水道施設の浸水対策を推進するよう求められている。 河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限とするため、被災時のリスクが高い下水道施設について、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定する。	R3～ R3	4,840	下水道課
西の浜遊水池維持管理事業			西の浜遊水池はポンプ施設の調整池として位置づけられているが、通常は流量が少ないため、汚泥が堆積し易く悪臭の一因となっている。周囲には民家や保育園が隣接しており、定期的に浚渫する必要がある。	H30以前～ R8以降	1,000	下水道課

## 基本施策10 防犯・交通安全対策の推進

## (1)交通安全思想の普及

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	H30以前～ R8以降	4,417	生活安全課

## (2)交通安全環境の整備

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高速道路等を跨ぐ橋梁点検事業			橋梁等の道路構造物が老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による【点検→診断→措置→記録】のメンテナンスサイクルを確立するため、平成26年度に「道路法施行規則」が改正された。5年に1回の頻度で橋梁等の点検等を行うことが義務付けられたため、宇部下関自動車道を跨ぐ橋梁のうち、山陽小野田市の管理である3橋について年次的に点検を行なう。	H30以前～ R8以降	1,500	農林水産課
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	H30以前～ R8以降	6,896	土木課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	H30以前～ R8以降	1,050	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)が設置してあるが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	H30以前～ R8以降	1,110	土木課

山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業(LED化)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯が設置してあるが、施設が老朽化しており、その対策が必要である。また、スポンサーの減少や電気代の高騰により街路灯管理団体の維持管理の運営が厳しい状況にあるため、灯具のLED化を実施して、老朽化対策と維持管理費の削減を図り、運営を健全化する。	R3～ R8以降	800	土木課
通学路安全対策事業	2-(3)		通学路の中には交通量が多く歩道が設置されていない市道や歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道が設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	H30以前～ R8以降	60,000	土木課

## (3) 地域防犯対策の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	H30以前～ R8以降	1,927	生活安全課
防犯外灯助成事業			防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられ地球温暖化対策にも貢献できるため、防犯外灯のLED灯化を平成25年度から10年間を目途に促進する。	H30以前～ R8以降	4,994	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R3～ R8以降	2,000	生活安全課

## (4) 空家等対策の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
管理不全な空家等対策の強化事業			適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する施策となる山陽小野田市空家等対策計画を作成。空家等の実態調査を行い市内の空家等の現況を把握し、効果的な空家等対策を進めるための方針を空家等対策計画に盛り込み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。また、担当職員に必要な専門研修を受講させる。	H30以前～ R8以降	271	生活安全課
空家等放置問題対策としてのサポート事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺的生活環境に与える危険や不安の解消を図る。	H30以前～ R8以降	90	生活安全課
空家等の適正管理の啓発事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して周知に努め、セミナーの開催、空家等の適正管理に関する意識啓発を行い、管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	H30以前～ R8以降	45	生活安全課
特定空家等除却事業			地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」)に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、空家法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。	H30以前～ R8以降	5,600	生活安全課

空家等の利活用事業			親の死亡後など、空家等になったにもかかわらず、買い手や借り手を募集せず、そのまま置かれている状態の空家等は、放置期間が長引くと倒壊したり、不審者侵入や放火、不法投棄の危険性が増したりするなど周囲に悪影響を及ぼすため、まだ使える空家等については利活用を促していく。	R2～ R8以降	ゼロ予算	生活安全課
空家等の適正管理の補助事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。そのために所有者等の負担軽減を図るため、空家等の適正管理に関する各種補助金の交付を行い空家等対策を進める。	R1～ R8以降	4,000	生活安全課

## 基本施策11 消費者の保護と意識啓発

## (1)消費者安全の確保と消費者教育の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の監視や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	H30以前～ R8以降	266	生活安全課

## (2)消費生活相談体制の充実

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	H30以前～ R8以降	4,270	生活安全課

## 基本施策12 地域づくりの推進

## (1)市民活動の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ふるさとづくり推進事業		交流	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。	H30以前～ R8以降	3,047	市民活動推進課
ほたる飼育管理助成事業			ふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	H30以前～ R8以降	150	市民活動推進課
コミュニティ活動助成事業(臨時)			地域社会の活性化のため、コミュニティ助成事業や地域イベント助成事業を活用し、地域コミュニティ団体の活動を支援する。	H30以前～ R8以降	1,000	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		交流	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	H30以前～ R8以降	66,308	市民活動推進課
自治会館建設補助事業			補助金交付規則・要綱に基づき、地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助する。	H30以前～ R8以降	2,000	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		交流	地域振興と交流促進を目的にイベントに係る経費の一部を補助する。 市補助金交付規則・要綱に基づく補助	H30以前～ R8以降	2,440	市民活動推進課

## (2)市民協働のまちづくりの推進

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
-----	------	-------------------	------	------	-------------------------	-----



市民活動支援事業		交流	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体・スマイルプランナーの自主的・主体的な活動を促進する。	H30以前～ R8以降	377	市民活動推進課
市民活動人材育成事業			市民活動に関する情報の提供、人材の育成のための講座等の開催を行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進する。また、職員の資質向上を行うことで市民活動支援センターの体制強化を図る。	H30以前～ R8以降	31	市民活動推進課
地域づくり推進事業			今後の地域コミュニティのあり方を検討するとともに、各地域課題の解決や地域の新たな担い手となる人材育成等に向けた取組として、地域運営組織(RMO)の設立を推進します。	R3～ R8以降	986	市民活動推進課

## (3) 中山間地域の活性化

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中山間地域づくり推進事業			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。今年度においては、地域おこし協力隊の設置や、やまぐち元気生活圏づくり推進事業を実施する。	R1～ R8以降	8,116	地域活性化室
地域おこし協力隊募集事業			地域おこし協力隊は、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することになる。実際に目にしたことのない地域にいきなり定住等を検討することは難しいと思われる。そこで、三者(地域おこし協力隊に興味がある方、受入地域、受入自治体)のミスマッチ防止のために、おためし地域おこし協力隊を実施する。地域おこし協力隊に興味がある方が山陽小野田市に応募してもらえるよう勧誘やPRIに努める。	R2～ R8以降	1,317	地域活性化室
中山間地域振興特別対策事業			中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。	R2～ R8以降	ゼロ予算	地域活性化室

## 基本施策13 人権尊重のまちづくり

## (1) 人権教育・啓発の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
人権の花運動			人権啓発活動地方委託事業である「人権の花」運動を、平成20年度から宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会で実施することとなり、協議会構成員である市が人権擁護委員と連携をとりながら、毎年市内の小学校2校において実施する。	H30以前～ R8以降	53	市民活動推進課
地域人権啓発活動活性化事業(ヒューマンフェスタさんようおのだ)			人権啓発活動地方委託事業の一環として「ヒューマンフェスタさんようおのだ～人権を考えるつどい～」を開催し人権に係る諸課題の解決に向け必要なテーマの講演会を行うほか、同時に市内小中高校から募集した人権啓発作品(ポスター、標語)の掲示・表彰、啓発物品の配布を通じ、人権啓発を図る。	H30以前～ R8以降	252	市民活動推進課
地域人権啓発活動活性化事業(人権講座)			人権啓発活動地方委託事業の一環として、著名人、学識経験者、当該問題の関係者等を招き、様々な人権問題を取り上げて、人権啓発に関わる講座(年4回)を開催する。	H30以前～ R8以降	62	市民活動推進課
人権啓発担当者研修事業			日々新たな人権課題が発生する中、職員の資質向上において外部研修は必須であるため、人権啓発担当者を、県主催人権ふれあいフェスティバル及び人権関係団体主催研修会に派遣し、職員の資質向上を図り、人権啓発活動のレベルアップを図る。また、人権関係団体への他市町の対応動向について情報収集を行い、適切な対応に万全を期する。	H30以前～ R8以降	138	市民活動推進課

人権相談推進事業			社会の多様化とともに多くなっている、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課及び、人権擁護委員や法務局ほか関係機関との連携を深める。特に、配偶者等からの暴力に関する相談については「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、情報の共有を図る。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	市民活動推進課
DV相談体制の充実事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応が求められており、相談員の育成と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に職員を派遣する。また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組む。	H30以前～ R8以降	75	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	H30以前～ R8以降	345	社会教育課
平和教育推進事業	2-(3)		平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	H30以前～ R8以降	95	社会教育課
人権教育推進協議会事業			社会教育関係団体、学校、企業、自治会の代表及び学識経験者で構成する人権教育推進協議会において、市民の人権意識の高揚を目的とした人権教育の推進に必要な事項について協議を行う。 主な事業として、人権教育推進計画の作成や、人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、人権課題等について協議を行う。	H30以前～ R8以降	228	社会教育課

## (2)人権擁護活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
福祉援護資金貸付金償還事業			同和福祉援護資金貸付金を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	H30以前～ R8以降	909	市民活動推進課
人権擁護活動推進事業			基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	H30以前～ R8以降	220	市民活動推進課
DV相談員設置事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応が求められていることからDV相談員を設置し、相談員の育成と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修を受講させる。また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組む。	R3～ R8以降	2,815	市民活動推進課

## (3)男女共同参画社会の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
男女共同参画プラン推進事業			国の重要課題である男女共同参画社会づくりのため、法律に基づき条例も策定し、宣言都市にもなった。市・市民・事業者・各種団体・各種機関など地域社会が一体となり、プランに基づく施策を推進するため、審議会で意見を取り入れ、関係各課へ情報提供し取組を進める。	H30以前～ R8以降	96	市民活動推進課
男女共同参画プラン(第4次改定)策定事業			平成30年3月策定の第2次総合計画との整合性を図りながら、平成30年度に男女共同参画プラン(第3次改訂版)を策定した。その後も4年ごとに国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して計画を改定するため、市民へアンケート調査を実施する。	H30以前～ R8以降	210	市民活動推進課

女(ひと)と男(ひと)の一行詩事業			平成11年度から啓発事業として募集を実施。市広報・ホームページ、公募雑誌等に募集記事を掲載し、全国の男女共同参画担当課、県内市町、市内各学校等へ募集ポスターを発送する。審査・選定をして入賞作品を掲載した啓発物品を市民等に配布する。	H30以前～R8以降	406	市民活動推進課
男女共同参画の日事業			平成22年度から本市独自に10月1日を「女性の日」と定めて男女共同参画社会づくりを推進しているが、令和元年度より名称を「男女共同参画の日」に変更し、効果的な啓発事業を実施していく。	H30以前～R8以降	113	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		交流	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的的事业を実施。	H30以前～R8以降	176	市民活動推進課

## 基本施策14 自然環境の保全

## (1) 環境保全意識の醸成

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費(単位:千円)	担当課
水辺の教室開催事業			昭和60年から実施しており、親と子が一緒になって、郷土の身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって、環境保全意識の啓発及び高揚に寄与する。市のホームページやチラシ、市広報等で、小学生親子の参加者を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価や考察を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	環境課
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示や環境に関するクイズラリーを行っている	H30以前～R8以降	151	環境課

## (2) 森林・里山環境の保全

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費(単位:千円)	担当課
生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。	H30以前～R8以降	3,268	農林水産課
地域が育む豊かな森林づくり推進事業			繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行なう。 令和3年度については、前年度に引き続き川上集落にて農地等に隣接する繁茂竹林の伐採等を行う。	H30以前～R8以降	2,000	農林水産課

## (3) 農地環境の保全

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費(単位:千円)	担当課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付する。	H30以前～R8以降	161	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成28年度に3組織が一つに広域合併し、平成29年度に1組織が活動を終了した。活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	H30以前～R8以降	45,596	農林水産課
中山間地域等直接支払交付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。5期対策期間(令和2年度～6年度・5力年)	H30以前～R8以降	3,212	農林水産課

市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	H30以前～ R8以降	325	農林水産課
------------	--	--	---	----------------	-----	-------

## (4)海・河川環境の保全

河川海岸保全事業			山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	H30以前～ R8以降	570	環境課
----------	--	--	---	----------------	-----	-----

## 基本施策15 循環型社会の形成

## (1)循環型社会の形成の推進

リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	H30以前～ R8以降	1,100	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、タンポールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	H30以前～ R8以降	200	環境課

## (2)廃棄物処理体制の充実

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ごみ処理施設維持整備事業			ごみ処理施設引渡し後、プラントメーカーによる瑕疵担保期間(H27～H29の3年間)が終了したことで、4年目以降に市の責務として行う新たな維持整備事業(点検整備、補修全般、部品管理等)。	H30以前～ R3	47,696	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	H30以前～ R7	222,871	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	H30以前～ R8以降	82,207	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業(運転管理業務委託)			一般廃棄物(ごみ)処理事業のうち2.5年間の焼却施設運転管理業務が令和2年度を持って終了する。令和3年度以降の運転管理業務受託業者を選定する必要がある。	H30以前～ R3	166,914	環境課
環境衛生センター運転管理長期契約発注支援事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)について、今後、令和3年度からは長期契約での運転業務委託実施を目標としている。そのための準備として発注支援業務をコンサルタントに委託する。	R1～ R3	5,904	環境課
環境衛生センター長期包括運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年を想定。	R3～ R8以降	12	環境課
環境衛生センター法定検査実施事業			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第5条)に基づき、専門業者により設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R3～ R3	4,510	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、山陽小野田市内で収集した、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設である。設備機器が故障した場合は、速やかに修繕し、処理に支障が生じないように対処する。	H30以前～ R8以降	3,000	環境課

小野田浄化センター定期整備事業			し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行うため、設備の定期的な更新・整備・修繕を実施する。 小野田浄化センターは稼働開始から32年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、新施設整備の作業も並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿及び浄化槽汚泥は最後まで処理を行わなければならないため、必要な設備の更新、分解整備や修繕、水槽の清掃等を適切に行い、施設の安定稼働を図ることを目的とする。	H30以前～ R8以降	31,218	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」に基づき、専門業者に設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	H30以前～ R8以降	994	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生する脱水汚泥及び脱水し渣を、環境衛生センターで中間処理を行うため、車両搬送業務を委託する。	H30以前～ R8以降	2,992	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理事業			許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理・処分を行い、「水質汚濁防止法」及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、施設の機能が十分発揮するための設備の定期整備や修繕等の維持管理等を行う。	H30以前～ R8以降	52,802	環境課
小野田浄化センター運転管理業務委託事業			山陽小野田市で収集されたし尿と浄化槽汚泥を衛生的に処理し、且つ施設の運転や維持管理を行うため、運転管理業務を専門業者に委託する。	H30以前～ R8以降	58,740	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	H30以前～ R8以降	27,176	環境課
小野田浄化センター施設整備事業			経年劣化が進行した小野田浄化センターの最善の整備方針を得て、以下のとおり新規施設の整備を行う。 1)精密機能検査業務及び小野田浄化センター施設整備検討業務(令和3年度) 2)循環型社会形成推進地域計画(令和4年度を想定) 3)事業計画策定業務(令和5年度を想定) 4)測量・地質調査業務(令和5年度を想定) 5)生活環境影響調査業務(令和5年～6年度を想定) 6)基本設計・詳細設計・発注支援業務(令和6年～7年度を想定) 7)建設工事、建設付帯工事、設計監理・施工監理業務(令和8年～10年度を想定)	R3～ R8以降	10,222	環境課
塵芥収集車等車両更新事業			老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。	H30以前～ R8以降	23,406	環境課

## (3)衛生・美化の向上

事業名	重点施策	スマイル エイジ ング	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
廃薬品等処理事業			現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃薬品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃薬品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃薬品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃薬品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。	H30以前～ R8以降	75	環境課
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	H30以前～ R8以降	1,000	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。	H30以前～ R8以降	132	環境課

環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	H30以前～ R8以降	468	環境課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入もやっている。	H30以前～ R8以降	217	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	H30以前～ R8以降	20	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満町と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。また、公共施設で発生したそ族昆虫(主にハチ)の駆除を実施している。	H30以前～ R8以降	249	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。	H30以前～ R8以降	28,630	環境課
霊園管理整備事業(経常)			小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	H30以前～ R8以降	1,893	環境課

## (4)環境保全対策の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	H30以前～ R8以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	H30以前～ R8以降	150	環境課

## (5)環境監視体制の充実

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
環境・公害監視事業			国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生させないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	H30以前～ R8以降	4,765	環境課
分析機器等の相互利用			市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が保有する設備及び機器の効率的かつ効果的な相互利用等により、市と大学、官学との連携・協力をより一層充実させ、両者の実績とノウハウを基盤として、地域課題及び行政課題等に取り組みとともに、地域社会や大学研究、人材育成に寄与する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	環境課
大気汚染物質測定用櫓維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	H30以前～ R8以降	584	環境課

環境・公害監視事業(環境保全)			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	H30以前～ R8以降	2,147	環境課
環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	H30以前～ R8以降	372	環境課
環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	環境課
相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間60件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	環境課

## 基本施策16 国際交流・地域間交流の推進

## (1)国際交流・地域間交流の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国際交流推進事業(経常)			市国際交流協会等へ補助金を交付することにより、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	H30以前～ R8以降	358	市民活動推進課
中学生海外派遣事業	2-(3)		親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。	H30以前～ R8以降	3,226	市民活動推進課
地域間交流推進事業			埼玉県秩父市と姉妹都市であることを広く市民に周知し、両市の情報交換、情報発信を行う。現在は、市ホームページでの情報発信のみに留まっていることから、各部署における情報交換等が可能となるよう、まずは担当部署との協議を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	市民活動推進課

## 基本施策17 移住・定住の推進

## (1)転入者の定住促進

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
転入奨励金交付事業			平成23年10月に施行した「山陽小野田市転入促進条例」に基づき、転入して新たに住宅を取得した方に対して、転入奨励金を5年間交付してきた。奨励金額は、家屋部分の固定資産税相当額とする(都市計画税部分を除く)。	H30以前～ R8以降	27,772	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業			UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。そのため、一般社団法人移住・交流推進機構が運営するポータルサイト「JOIN」などを活用した情報発信のほか、「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住希望者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。	H30以前～ R8以降	486	シティセールス課
移住就業・創業支援事業			国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援制度を創設することにしており、本市においても県と連携しながら当該事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。	R1～ R3	3,000	シティセールス課

移住定住プロモーション事業		<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う都市部のリスク顕在化やテレワーク普及により、地方移住への関心が高まっている。こうしたことも踏まえ、従前の対面での移住相談に変えて、オンライン（ポータルサイト）を活用した移住定住の情報発信を充実させる。また、移住検討者に配布する「移住に特化したパンフレット」がなく、移住フェア等の出展の効果を高めるとともに、通常業務において相談対応をするためのツールとしても急ぎ作成する必要がある。移住検討者に対して、本市を移住先・滞在先として選んでもらえるよう、パンフレット（マップ）やポータルサイトを整備して市の魅力（生活スタイル）を伝え、本市への移住定住を促進する。本市の「住みよさ」という魅力を、外への発信により力を入れ、移住促進の下地作りを進める。</p>	R3～ R8以降	8,000	シティセールス課
---------------	--	--	-------------	-------	----------